

令和8年8月4日
富山県学術振興課

公立大学法人富山県立大学の第2期中期目標期間終了時における
業務・組織全般の検討について（案）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の2では、設立団体の長は、公立大学法人について評価委員会が中期目標の期間終了時に見込まれる業務実績評価を行ったときは、公立大学法人の中期目標期間終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととされ、その検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

今年度、公立大学法人富山県立大学（以下、「法人」という。）の第2期中期目標期間（令和3年4月1日から令和9年3月31日まで）の最終年度を迎えるにあたり、本県では、次のとおり検討を行った。

第1 法人のこれまでの取組み、評価委員会の評価について

平成27年4月に公立大学法人へ移行後、法人は、中期目標に掲げた基本目標「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学、未来を志向した高度な研究を推進する大学、広く開かれ地域社会に貢献する大学」に基づき、様々な取組みを意欲的に進めてきた。

1 教育、研究、地域貢献の主な実績

（1）教育に関すること

- ・ DX教育研究センターにおいて、令和4年4月の供用開始以来、コワーキングスペース等を設け、企業ニーズを踏まえた勉強会やワークショップ、学生と企業の産学協働プログラムのほか、センターの研究シーズを発信するオープンハウスを毎年開催した。
- ・ 令和5年4月に大学院看護学研究科修士課程を開設し、医療機関等の求める質の高い看護職員の育成、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材、老人看護専門看護師の育成に取り組んだ。
- ・ データサイエンスの専門教育を実践するための設備や産学官による分野横断的な共同研究を推進するための「グリーン×AI教育研究拠点」等を備えた「情報工学研究棟」の建設を完了した。

（2）研究に関すること

- ・ 各学科において、多くの教員が積極的に科学研究費補助金などの競争的研究資金の申請に努めた。
- ・ 県立の大学として、県内産業等に求められる人材育成と若者の定着に貢献し、一層魅力ある大学となるよう、学部学科の新設・拡充、大学院の新設・再編を進めた。
- ・ 国の基金及び県の補助金を活用し、情報工学部開設に伴う収容定員増やデジタル・グリーン等の成長分野にかかる産学官金連携による教育研究の推進等に対応する

ため、情報工学研究棟の建設、充実した教育研究を実施するための設備・機材購入を行った。

(3) 地域貢献に関すること

- ・ 従来型の大学が提供する講座（キャリアアップ支援講座）に加え、個々の企業ニーズ等に応じた企業向けオーダーメイド講座を実施した。
- ・ DX教育研究センターでは、毎年、企業の従業員や経営者等を対象に、DXに関連した専門スキルや思考/手法を学び、身に着けることのできるセミナーを開催した。

2 評価委員会の評価

法人の各年度の業務実績評価及び中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、富山県公立大学法人評価委員会により行われた評価は次のとおりである。

(1) 各年度における評価

① 全体評価について

令和3年度から令和7年度の評価全てにおいて「中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいると認められる」という評価結果であった。

② 項目別評価について

令和3年度から7年度までの項目別評価は、次のとおりである。

大項目 \ 年 度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (案)
第1 教育に関する目標を達成するための措置	S	S	S	S	S
第2 研究に関する目標を達成するための措置	S	S	A	S	A
第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	S
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	S	A	S	S	A
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	S	A	A	S	S
第6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	A	A	S	S	S
第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	B

(2) 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価

① 全体評価

「中期目標が良好に達成できる見込みであると認められる。」であった。また、業務の実施状況としては、「中期目標の達成に向けて、理事長及び学長のリーダーシップのもと、責任ある意思決定を迅速に行える機動的な運営に努め、中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んだ、その業務実績は、全体として高く評価できる。」とされた。

なお、特に評価する事項及び今後の課題とする事項については、以下のとおりである。

【特に評価する事項】

- ・ DX教育研究センターにおける産学連携活動の充実や、情報工学部の開設に係る

取組み、大学院看護学研究科の開設による高度専門職人材の育成など、教育・研究両面で積極的に取り組んだ。

- ・ 令和4年のDX教育研究センター供用開始以降、コワーキングスペースを活用した勉強会・ワークショップ、学生と企業の協働プログラム、研究成果を発信するオープンハウスの開催など、地域産業との連携を深めた。
- ・ 理事長・学長のリーダーシップのもので迅速な意思決定を行い、重要な分野ごとに副学長や学長補佐を配置するなど、学長ガバナンス体制の強化に取り組んだ。
- ・ 広報活動においても、パンフレットの作成や交通広告・WEB広告を活用し、大学の魅力発信に積極的に取り組んだ。

【今後の課題とする事項】

- ・ 入学者県内比率と県内企業就職率の目標値のバランス
- ・ 共同研究による受託額・寄付金額などの金額的側面、論文数や研究成果に基づく表彰など多様な観点からの指標設定

② 項目別評価

項目別評価は以下のとおりである。

大 項 目	評 価		
	S 中期目標が極めて良好に達成できる見込みである	A 中期目標が良好に達成できる見込みである	B 中期目標が概ね達成できる見込みである
第1 教育に関する目標を達成するための措置	○		
第2 研究に関する目標を達成するための措置	○		
第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置		○	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	○		
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	○		
第6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	○		
第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○	

第2 組織の在り方その他組織及び業務全般について

富山県立大学は、平成27年4月の法人への移行を契機として、より機動性、透明性の高い大学運営を行い、個性と魅力あふれる大学として、さらに飛躍・発展できるよう、取り組んでいる。

法人の組織については、理事長と学長が適切な役割分担のもと、それぞれリーダーシップを発揮し、迅速に意思決定を行うとともに、相互に緊密な連携を図り、ガバナンス体制の強化に取り組んでいる。また、安全管理体制の強化や災害対応マニュアルの見直し、情報システム企画監の配置など、大学運営の基盤整備に注力している。

人事面では、全学的かつ中長期的観点に立った包括的な人事方針により、客観性・透明性・公平性が確保された教職員人事に努めるとともに、教員の大学貢献度を学長が評価すること

などにより、教員の資質の更なる向上に努めている。

財務面においては、各学科の多くの教員が科学研究費補助金など競争的研究資金の申請に努め、地域連携センターを拠点に国内外の企業・機関との受託研究・共同研究を活発に展開し、科学研究費も堅調に増加している。

さらに、中期目標・中期計画に沿った計画的な大学運営や評価委員会の評価等を通じた「透明性の向上」が図られている。

こうした取組みは、法人化のメリットを活かした法人の自主的な運営によるものであり、法人化したことによる効果は高いと考える。

第3 第2期中期目標期間の総括と今後の法人事業のあり方について

1 業務継続の必要性、所要の措置の必要性

上記第1、第2のとおり、法人では、業務及び組織の全般について、中期目標に沿って適切かつ妥当な運営が図られていることから、引き続き、法人がその業務を継続することが妥当であるとする。

従って、法第79条の2第1項の規定に基づく所要の措置を講ずる必要性は認められない。

2 第3期中期目標期間に期待される取組み

法人は、第3期中期目標期間においては、グローバル化や技術革新の加速、人口減少・少子高齢化の進展、予測困難な社会の到来など社会のニーズに合せた改革を求められており、この新たな要請や期待に応えるための取組みを絶えず検討していかなければならない。

また、第2期中期目標を十分に達成していない項目については、第3期中期目標期間において、取組みの一層の推進が期待される。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。